

答申第 1124 号

諮問第 1788 号

件名：がけ条例、現地の高低差に関する資料の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 12 月 19 日付で行った開示請求に対し、実施機関が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、別記のとおり記載されていたことから、本件請求対象文書は、株式会社 A（以下「本件法人」という。）が、建築する D 店（以下「本件建築物」という。）について、愛知県建築基準条例（昭和 39 年愛知県条例第 49 号）第 8 条に規定するがけ附近の建築物を建築する場合の制限及びがけの高さに関するものであって、審査請求人が既に請求した資料を除くものと解した。

(2) 建築局建築指導課の所掌事務について

愛知県行政組織規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 21 号）第 10 条の 3 第 7 項第 1 号において、建築局建築指導課（以下「建築指導課」という。）のつかさどる事務として建築物の建築基準に関すること及び建築審査会に関することが定められている。

(3) 本件行政文書開示請求について

ア 本件請求対象文書を作成又は取得することが想定される事務について
建築指導課がつかさどる建築物の建築基準に関すること及び愛知県建

築審査会に関することに係る事務のうち本件請求対象文書を作成又は取得することが想定される事務は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項に基づく確認申請に関する事務、法第 9 条に基づく違反建築物に対する措置に関する監察事務及び法第 78 条第 1 項の規定に基づく愛知県建築審査会に関する事務である。

なお、建築指導課がつかさどる事務として、上記事務のほかに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為の許可申請や宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成に関する工事の許可申請等に関するもの等があるが、それらの事務については、本件建築物が事務処理市である B 市内のものであることから県が許可申請等に関する文書を作成又は取得することはなく、請求内容に合致する文書を作成又は取得することが想定されない。

イ 確認申請に関する事務について

法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項は、建築主が建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が愛知県建築基準条例を含む建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、建築主事又は国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない、指定確認検査機関は、確認済証を交付したときは、確認審査報告書及び建築計画概要書を特定行政庁に提出しなければならないと定めている。

法第 6 条の 2 第 5 項により、県は指定確認検査機関から、本件建築物に係る確認審査報告書及び建築計画概要書の提出を受け、取得している。しかし、開示請求書において審査請求人から「既に請求した資料は除く」旨申出があったことから、審査請求人が別に開示請求し、県が決定、開示した、当該確認審査報告書及び建築計画概要書は本件請求対象文書から除くこととした。

なお、当該確認審査報告書及び建築計画概要書のほかに請求内容に合致する文書はない。

ウ 違反建築物に対する措置に関する監察事務について

法第 9 条は、特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとしている。よって、法第 9 条に基づく違反建築物に対する措置に関する監察事務における本件請求対象文書は、本件建築物が建築基準法令に違反する建築物である又はその疑いがある建築物として県が行う命令や指導、建築主等の意見聴取の過程において、作成又は取得する文書である。

本件開示請求は、特定の建築物における愛知県建築基準条例第8条に規定するがけ附近の建築物を建築する場合の制限又はがけの高さに関する文書を求めるものと解されることから、違反建築物に対する措置に関する監察事務における本件開示請求は、県において本件法人の本件建築物が監察の対象となっている事実を前提に請求対象文書の開示を求めるものとなり、監察事務における請求対象文書の存否を答えることは、本件法人が建築する本件建築物及び指定確認検査機関が行った建築確認が愛知県建築基準条例第8条に違反しているか否かの情報を明らかにするものであるといえる。そして、監察事務における請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、本件法人等の業務において何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人等の社会的評価の低下につながる事となると考えられ、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、違反建築物に対する措置に関する監察事務における請求対象文書の存否自体の情報は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 愛知県建築審査会に関する事務について

愛知県建築審査会は、法第78条第1項の規定に基づき設置される附属機関であり、法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、法第43条第2項第2号に規定のある許可等について審議を行うものであり、その主な任務は知事の許可等に対する同意、知事や建築主事等の処分について不服のある者の審査請求の裁決及び知事の諮問に応じた重要事項の調査審議である。よって、愛知県建築審査会に関する事務における本件請求対象文書は、愛知県建築審査会の議事の対象となった事案に関して作成又は取得する文書である。

本件開示請求は、特定の建築物における愛知県建築基準条例第8条に規定するがけ附近の建築物を建築する場合の制限又はがけの高さに関する文書を求めるものと解されることから、愛知県建築審査会に関する事務における本件開示請求は、知事の許可等に対する同意や知事の諮問に応じた重要事項の調査審議ではなく、本件法人の本件建築物に係る処分が愛知県建築審査会において審査請求の対象となっている事実を前提に請求対象文書の開示を求めるものとなり、愛知県建築審査会に関する事務における請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、本件法人が建築する本件建築物及び指定確認検査機関が行った建築確認が愛知県建築審査会において審査の対象となっているか否かを明らかにするものであるといえる。そして当該事務における請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、本件法人等の業務において何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人等の社会的評価の低下につながる事となると考えられ、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、愛知

県建築審査会に関する事務における請求対象文書の存否自体の情報は、条例第7条第3号イに該当する。

オ 違反建築物に対する措置に関する監察事務及び愛知県建築審査会に関する事務における請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第3号ただし書該当性について

行政文書開示請求は「何人も」これを行うことができる手続であることから、本件請求対象文書の存否自体の情報が同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる」か否かは、一般的、客観的観点から、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命等を比較衡量することにより判断すべきと解される。また、人の生命等に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の高蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、または発生を予防するために必要な場合がこれに相当すると解される。

上記に基づき検討したものの、これに該当する事情があるとは認められず、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第7条第3号ただし書に該当しない。

カ 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第3号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、他の行政機関において本件請求対象文書が開示されていることをもって、本件請求対象文書の存否自体の情報が公になったとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性は客観的に認められず、建築指導課においても開示ができる旨主張する。しかし、建築指導課の所掌事務における本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第3号イ該当性は前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人の当該主張は、本件不開示決定に影響を及ぼすものではない。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件法人が建築する本件建築物について、愛知県建築基準条例第8条に規定するがけ附近の建築物を建築する場合の制限及びがけの高さに関するものであって、審査請求人が既に請求した資料を除くものであると解される。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体の情報が条例第 7 条第 3 号イにより保護すべき情報に当たるとして、条例第 10 条に該当すると決定している。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、実施機関において、本件請求対象文書を作成又は取得することが想定される事務は、法第 9 条に基づく違反建築物に対する措置に関する監察事務（以下「監察事務」という。）及び法第 78 条第 1 項の規定に基づく愛知県建築審査会に関する事務（以下「建築審査会事務」という。）であるとのことである。

一方、審査請求人は、本件不開示決定は、客観的に不開示理由に該当しない情報を不開示とし、違法である旨主張する。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 3 号イ該当性について、それぞれの事務との関係において、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

(ア) 監察事務について

実施機関によれば、監察事務における本件請求対象文書は、本件建築物が建築基準法令に違反する建築物である又はその疑いがある建築物として県が行う命令や指導、建築主等の意見聴取の過程において、作成又は取得する文書であるとのことである。

そして、監察事務における請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、本件法人の業務において何らかの問題が生じていることが想起され、本件法人の社会的評価の低下につながり、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において検討したところ、監察事務における本件請求対象文書の存否自体の情報を開示することは、本件法人の本件建築物が監察の対象となったという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、実施機関が主張するとおり、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 建築審査会事務について

実施機関によれば、建築審査会事務における本件請求対象文書は、本件法人の本件建築物に係る処分が愛知県建築審査会（以下「建築審査会」という。）において審査請求の対象となっている場合の、建築審査会における討議資料等であるとのことである。

そして、建築審査会事務における請求対象文書の存否自体の情報を

明らかにすることは、本件法人が建築する本件建築物が建築審査会において審査の対象となっているか否かを明らかにするものであり、当該事務における請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、本件法人の業務において何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながることを考えると考えられ、その事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において検討したところ、建築審査会事務における本件請求対象文書の存否自体の情報を開示することは、本件法人の本件建築物が建築審査会の対象となったという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報が明らかになれば、実施機関が主張するとおり、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 以上より、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第7条第3号イに規定する不開示情報であると認められる。

ウ 条例第7条第3号本文ただし書該当性について

審査請求人は、審査請求書において、請求対象文書の存否自体の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、条例第7条第3号ただし書に該当する旨主張する。

当審査会において検討したところ、実施機関及び審査請求人から当審査会に提出された資料及び実施機関の説明からは、これに該当する事情があるとは認められない。

エ したがって、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第3号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の条例第10条該当性については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

株式会社Aが、B市C町に計画しているD店のがけ条例、現地の高低差に関する資料。但し、請求人が既に請求した資料は除く。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 3 . 2 8	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 6 (第 693 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 7	答申